

平成22年4月1日から  
乳幼児及び児童医療費公費負担の対象年齢を

# 「中学校卒業」までに 引き上げます



鏡野町では、子育て支援のひとつとして、保護者の医療費負担の軽減を図るため、小学校卒業までのお子さんを対象に、岡山県内の医療機関を受診した場合の医療費の自己負担額を無料化しています。

4月1日からは、この対象年齢をさらに引き上げ、現在の小学校卒業（満12歳に達した日以後の3月31日）までのお子さんから、中学校卒業（満15歳に達した日以後の3月31日）までのお子さんが対象となります。

## 受給資格者証は3月下旬に郵送します

対象年齢を中学校卒業までに引き上げることにより、「乳幼児、児童及び生徒医療費受給資格者証」に名称が変わります。

### ・中学生のお子さんがあるご家庭

3月下旬に「乳幼児、児童及び生徒医療費受給資格者証」をお送りします。

### ・小学生以下のお子さんがあるご家庭

有効期間が変わりますので、3月下旬に新しい「乳幼児、児童及び生徒医療費受給資格者証」をお送りします。（現在お使いの受給資格者証は、4月以降に返信用封筒にてお返しください。）

※お送りする「乳幼児、児童及び生徒医療費受給資格者証」に「乳幼児、児童及び生徒医療費受給資格者証（交付・更新）申請書」と返信用封筒を同封いたしますので、申請書に加入保険等をご記入、押印のうえ、保険証の写しを添えて、平成22年4月16日（金）までに鏡野町役場健康増進課へ必ずご返送ください。

## 医療機関では必ず受給資格者証を提示しましょう

岡山県内の医療機関を受診する場合には、健康保険証と一緒に新しい「乳幼児、児童及び生徒医療費受給資格者証」を必ず提示してください。

岡山県外の医療機関を受診した場合、または県内の医療機関で「乳幼児、児童及び生徒医療費受給資格者証」を提示できなかった場合は、窓口で自己負担分を支払い、領収書、印鑑及び振込口座番号のわかるものをご持参のうえ、鏡野町役場健康増進課・各振興センターの窓口にて、医療費給付申請の手続きを行ってください。後日、自己負担分を払い戻しいたします。

## 変更のある場合は届け出をしましょう

対象となるお子さんの健康保険証の変更、住所・氏名の変更、紛失などがありましたら、町役場へ届出をしてください。

お問い合わせ先 鏡野町役場 健康増進課 TEL:(0868) 54-2025